

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の施行に関する省令
第十一条に基づき次のとおり届出ます。

- ・この届出書は、報酬、交付金等の支払者ごとに作成してください。
- ・毎年3月15日までにご提出ください。期限内に提出がない場合は、免除を受けることができません。